

意思無能力により生前贈与が無効か否かが争
われた事例について

弁護士 服部 毅

1 事案の概要

- (1) 被相続人は、亡くなる約6年前に、被相続人の長男に対し、土地・建物を生前贈与（以下「本件贈与」といいます。）した。
- (2) 本件贈与当時、被相続人は80代後半で、認知症に罹患しており、認知症に罹患した者が入所する施設（以下「本件施設」といいます。）で暮らしていた。
- (3) 本件贈与当時、被相続人は要介護4の受けており、また、被相続人の長谷川式簡易知能評価スケール（HDS-R）の点数は14点であった。
- (4) 本件贈与に先立って、長男から依頼を受けた司法書士が、本件施設において、本件贈与意思の確認（以下「本件意思確認」といいます。）を行った。なお、司法書士が被相続人に会ったのは、本件意思確認時のみであった。

2 争点

被相続人による本件贈与が意思無能力により無効か否か。

3 意思能力について

意思能力は、自分のしている行為の法的な意味を理解する能力をいう（山本敬三「民法講義Ⅰ総則」39頁〔第3版、2011年〕）。

→各個人は、原則として自己の意思に基づいてのみ、権利を取得しまたは義務を負担するという近代法の根本原理に基づいており、意思能力のない者の行為はその者の意思表示に基づくものとはいえないことから、無効とされる。

→改正前の民法には明文の規定はなかったが、改正民法3条の2では、「法律行為の当事者が

意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする。」と規定されたものの、意思能力の具体的な内容やその判断基準については解釈に委ねられている。

4 意思能力の有無の判断基準

意思能力の有無の判断にあたっては、まず、当該行為一般に必要な精神能力の程度を考慮した上で、当該行為者がその能力を有していたかを決することになる。

→多くの裁判例では、認知症等の精神上的の障害の存否・内容・程度を認定した上で、意思能力の有無の判断がなされている。

→その判断にあたっては、医学上の評価を参考にするだけでなく、行為者の年齢、行為の前

後の言動や状況、行為の動機・理由、行為に至る経緯、行為の内容・難易度、行為の効果の軽重、行為の意味についての理解度の程度、行為時の状況等が検討され、判断材料として考慮されている。

5 意思無能力の立証方法

(1) 要介護認定に当たっての主治医意見書や認定調査票、介護施設における介護記録

→主治医意見書には、認知症の中核症状として、短期記憶…問題あり、日常の意思決定を行うための認知能力…見守りが必要、自分の意思の伝達能力…具体的要求に限られる、認知症の周辺症状として、有…妄想、介護への抵抗との記載あり。

→認定調査票には、毎日の日課を理解でき

ない、生年月日を言うことができない、短期記憶できない、自分の名前を言うことができない、今の季節を理解できない、場所を理解できない、金銭の管理…全介助、日常の意思決定…日常的に困難などの記載あり。

→介護記録には以下の記載がある。

・帰宅願望 「帰ります。なんでここにいないといけないの？」と帰宅願望かわらず続く。

・帰宅願望 「帰りたいから電話局へ電話してください」とおっしゃる。電話番号はいくつかと問うがわからないとのこと。

・電話「主人に泊まることを電話したい」と訴えあり。電話しないといけない。主人が心配している

・排泄自力にてトイレに行かれる。声掛けすると鍵を開けて下さり、間に合わず汚してしまったとトイレ掃除をしていました。

「デパートの方に申し訳ない。一人で来た時に限って」

・夏みかんをだしたが、食べた後に私のデザートは？ と。食べたこと伝えるも「食べてない」といいはる。

(2) 長谷川式簡易知能評価スケール(HDS-R)の点数、頭部MRIの画像などの医学的な記録

6 訴訟に巻き込まれるリスクについて

本件意思確認を実施した司法書士は、被相続人に対し、口頭で住所、氏名、生年月日に加え、家族関係や不動産を所有していることの

認識等を質問し、被相続人からは、本件施設に入居する前に短期間住んでいた住所を除き、正確な回答がなされたことや、会話に不自然さや矛盾がなかったこと等の総合的な事情から、本件贈与に関する被相続人の意思能力に問題がないと判断した。

→司法書士による意思確認は、意思能力を判断する家で、行為時の状況という判断要素のうちの一つとして評価の対象となる。

→意思確認の対象者に関する情報を事前にどの程度把握しておくかについては留意する必要があるといえる。

以上